ハ　法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
ニ　法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
ホ　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
二　申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　住民票の写し及び履歴書
ロ　法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
ハ　法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類
ニ　資産に関する調書
三　濃度確認員等の氏名を記載した書類及び濃度確認員等が法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類
四　濃度確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録の更新）

第七十三条　法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（濃度確認の方法等）

第七十四条　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　施行規則第二十九条の三第四項の申請書及び同項の書類（次号において「濃度確認添付書類」という。）をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。

二　濃度確認添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法第三十三条の二第一項に規定する基準を超えていないかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて確認を行うこと。

2　登録濃度確認機関は、濃度確認を行ったときは、遅滞なく、別記様式第十五による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

3　前項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（濃度確認の拒否の通知）

第七十五条　登録濃度確認機関は、濃度確認を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該濃度確認を求めた者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第七十六条　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（濃度確認業務規程の認可の申請）

第七十七条　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、濃度確認業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、濃度確認業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（濃度確認業務規程の記載事項）

第七十八条　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　濃度確認業務を行う時間及び休日に関する事項
二　濃度確認業務を行う場所に関する事項
三　濃度確認業務の実施方法に関する事項
四　濃度確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
五　濃度確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
六　濃度確認証の交付に関する事項
七　濃度確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
八　濃度確認業務に関する秘密の保持に関する事項
九　濃度確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十　財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
十一　その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第七十九条　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第八十条　法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録濃度確認機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（濃度確認員等の選任の届出等）

第八十一条　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、濃度確認員等に選任された者が法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録濃度確認機関は、濃度確認員等の氏名について変更が生じたとき、又は濃度確認員等を解任したときは、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第九の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の届出）

第八十二条　登録濃度確認機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　登録濃度確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ロに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。